

標準処理期間の未設定理由

番号 42

処 分 名	産業廃棄物の熱回収施設設置者の認定
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項	第15条の3の3第1項
所 管 課	廃棄物対策課

【標準処理期間を未設定とした理由】

施設の種類、設置場所等により審査内容が大きく異なるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。